

## ○三豊市スポーツ・文化芸術大会出場激励金交付要綱

平成31年3月26日  
 教育委員会告示第4号  
 改正 令和元年12月23日教委告示第4号  
 令和3年8月19日教委告示第11号  
 令和4年3月25日教委告示第5号  
 令和4年3月29日教委告示第8号  
 令和4年5月26日教委告示第6号

## (趣旨)

第1条 この告示は、市民のスポーツ及び文化活動の向上と振興に寄与し、本市の知名度及びイメージの向上に貢献すると見込まれるスポーツ大会及び文化大会(以下「大会」という。)の出場者に対し、予算の範囲内において三豊市スポーツ・文化芸術大会出場激励金(以下「激励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程に基づく加盟団体等(準加盟団体を含む。以下「加盟競技団体」という。)の競技種目で、国内の予選会若しくは選考会の代表者として、又は加盟競技団体の推薦により出場する国際大会
  - (2) 県内、四国内等の予選会若しくは選考会の代表者として、又は加盟競技団体の推薦により出場する全国大会(加盟競技団体又は文部科学省が主催するものに限る。)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、社会的認知度から本市のスポーツ・文化芸術振興に資すると教育委員会が認める大会
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、激励金の交付対象外とする。

- (1) 出場者の親睦、交歓等を図るために開催される大会
- (2) 単一の職域団体を対象として開催される大会
- (3) 予選会が開催されない大会

## (激励対象者)

第3条 激励金の交付対象となる者(以下「激励対象者」という。)は、前条第1項に規定する大会に出場する個人(出場する大会の開催要項に基づく登録選手(監督、コーチ等を除く。))で、団体競技で出場するものを含む。)又は団体で、次の各号のいずれかに該当するもの(激励対象者が未成年の場合は、その保護者)とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
  - (2) 市の区域内に実家のある出身者(国際大会に出場する場合に限る。)
  - (3) 市の区域内の高等学校に属する部活動
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象外とする。
- (1) 出場する大会の種目を職業として行い、かつ、それにより生計を立てている者である場合
  - (2) 三豊市に関係する者の全国大会等出場激励金支給要綱に基づく全国大会等出場激励金の交付を受ける大会に出場する場合
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないとして認めるもの

## (激励金額)

第4条 前条第1項第1号、第2号及び第3号の激励対象者への激励金の額(以下「激励金額」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 前条第1項第3号の激励対象者への激励金の額は、別表第2のとおりとする。

## (交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする激励対象者(以下「申請者」という。)は、大会開催日に属する年度の末日までに三豊市スポーツ・文化芸術大会出場激励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会の開催要項
- (2) 大会に出場登録されていることが確認できる書類
- (3) 予選会での成績表
- (4) 大会出場推薦書
- (5) その他市長が必要と認める書類

## (交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、申請者に激励金を交付するものとする。

2 市長は、激励金の交付を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

## (結果報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、当該大会終了後30日以内にスポーツ・文化芸術大会出場結果報告書(様式第2号)に、大会成績結果の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## (取消し及び返還)

第8条 市長は、激励金の交付決定又は激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付を取り消し、又は激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 激励金の交付申請又は結果報告に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 出場予定の大会が中止になったとき、又は出場予定の大会に出場できなくなったとき。

## (交付限度)

第9条 激励金の交付限度は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会出場における団体競技については、1申請当たり5人分を上限とする。
- (2) 同一の激励対象者(第3条第1項第3号の激励対象者を除く。)に係る激励金の交付は、1年度につき1回とする。ただし、上位大会に同一年度に出場した場合は、下位及び上位大会の交付ができるものとし、上位大会の金額を上限とする。

- (3) 年度内の大会において個人種目及び団体種目に出場した場合は、いずれかの種目で交付することができる。
  - (4) 第3条第1項第3号の激励対象者として申請を行った場合は、同一の大会において、同項第1号又は第3号の激励対象者としては申請できないものとする。
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委告示第4号)

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和3年教委告示第11号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三豊市スポーツ・文化芸術大会出場激励金交付要綱の規定は、令和3年7月1日以降に開催される大会から適用する。

附 則(令和4年教委告示第5号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第8号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第6号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三豊市スポーツ・文化芸術大会出場激励金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

区分		激励金額 (限度額)
高校生以上	オリンピック パラリンピック	1,000,000円
	国際大会 世界選手権等	500,000円
	全国大会 国民スポーツ大会等	100,000円 (500,000円)
	その他大会 規定外の全国大会	10,000円 (50,000円)
	中学生以下	50,000円 (250,000円)
中学生以下	全国大会等以上	50,000円 (250,000円)
	その他の大会 規定外の全国大会	5,000円 (25,000円)

備考

- 1 団体として全国大会に出場する場合は、激励金額に出場登録者数(上限5人)を乗じた額とする。
- 2 団体としての取扱いは、高校生以上及び中学生以下の全国大会に限る。

別表第2(第4条関係)

出場する大会の開催要領に基づく登録選手の人数	激励金額
1～5人	100,000円
6～10人	200,000円
11人以上	300,000円

備考 活動する部等ごとに登録選手の人数を区分し、激励金額を算出する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

三豊市長 様

住 所  
名 称  
氏 名（代表者）  
電話番号

スポーツ・文化芸術大会出場激励金交付申請書

このことについて、下記大会に出場することとなりましたので、三豊市スポーツ・文化芸術大会出場激励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 大会名

2 出場種目

3 開催場所

4 開催期間 年 月 日～ 年 月 日

5 交付申請額 円

6 添付書類

- (1) 大会開催要項
- (2) 大会に出場登録されていることが確認できる書類
- (3) 予選会での成績表
- (4) 大会出場推薦書
- (5) その他市長が必要と認める書類

備考 団体の場合は、別紙の出場予定選手名簿に氏名等を記載し、添付してください。

別紙

## 出場予定選手名簿

NO.	氏 名	住 所	勤務先・学校名(学年)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

※ 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

三豊市長 様

住 所  
名 称  
氏 名（代表者）  
電話番号

スポーツ・文化芸術大会出場結果報告書

このことについて、下記の大会に出場し、終了しましたので、三豊市スポーツ・文化芸術大会  
出場激励金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

1 大会名

2 出場種目

3 開催場所

4 開催期間 年 月 日～ 年 月 日

5 添付書類

大会成績結果の分かる書類

備考 団体の場合は、別紙の出場選手名簿に氏名等を記載し、添付してください。

別紙

## 出場選手名簿

NO.	氏 名	住 所	勤務先・学校名(学年)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

※ 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

様式第1号(第5条関係)  
様式第2号(第7条関係)